

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例（案）について

1 改正趣旨

本市の一部附属機関等における委員報酬額について、県内他市との均衡を図るとともに、職務の特殊性、委員の専門性及び時勢に合わせた適正な報酬額とすることで、非常勤特別職職員の待遇改善を目的に、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正対象

- (1) 非常勤特別職のうち日額報酬（会長 8,800 円、委員 7,800 円）を適用するものの報酬額
- (2) いじめ防止対策委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員のうち医師・弁護士の報酬額
- (3) 情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の部会員の報酬額
- (4) 行政不服審査会委員の報酬額
- (5) 指定管理者選定評価委員会委員の報酬額

3 改正内容

対象	区分	現行	見直し後	増額
非常勤特別職のうち日額報酬（会長 8,800 円、委員 7,800 円）を適用するもの	日額	会長 8,800 円 委員 7,800 円 国民健康保険運営協議会のみ副会長8,400円	会長 11,000 円 委員 10,000 円 国民健康保険運営協議会のみ副会長 10,600 円	会長 2,200 円 委員 2,200 円 国民健康保険運営協議会副会長 2,200 円
いじめ防止対策委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員のうち医師・弁護士	日額	会長 8,800 円 委員 7,800 円	会長 24,000 円 委員 23,000 円 会議が 2 時間を超えた場合、1 時間につき 11,500 円（会長の場合は 12,000 円）を加算。	会長 15,200 円 委員 15,200 円
情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の部会員	日額	部会長 8,800 円 委員（部会員）7,800 円	部会長 16,100 円 部会員 15,100 円	部会長 7,300 円 部会員 7,300 円
行政不服審査会委員	日額	会長 8,800 円 委員 7,800 円	会長 16,100 円 委員 15,100 円	会長 7,300 円 委員 7,300 円
指定管理者選定評価委員会委員	日額	会長 8,800 円 委員 7,800 円	会長 16,100 円 委員 15,100 円	会長 7,300 円 委員 7,300 円

※会長職については、その職責を考慮し、委員の水準を上回る相応の報酬額が必要という考え方を堅持します。

4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日